

障第1085号
令和7年12月19日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を含む)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金の実績報告について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記については、下記のとおり取り扱うこととしますので、該当する事業所等運営法人におかれましては、留意事項をご確認の上、遅滞なく報告いただきますようお願いいたします。

記

1 提出先・提出方法について

・次のURLから、電子フォームでの提出をお願いします。

<https://fef26595.form.kintoneapp.com/public/b0af46ddee5eb04ce650dac6762ffa2fc1cf3352302d0e8690d770bdb901d1d9>

【受付期間】令和8年1月5日（月）から令和8年1月23日（金）まで（厳守）

- 申請と同様に、事業所の開設者（法人）が岐阜県内に所在する障害福祉サービス施設・事業所等を全て取りまとめの上、一括して提出してください。
- 別記第5号様式及び別紙様式3-1に記入する日付は、提出期間の日付としてください。

2 提出ファイル

- 別記第5号様式 岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金実績報告書
- 別紙様式3
 - 別紙様式3-1 障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業実績報告書
 - 別紙様式3-2 事業所別個表

下記県ホームページ中に申請に係る様式について掲載しています。

【県ホームページURL】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/426687.html>

3 留意事項

- ・実績報告書の提出がない場合、補助金を全額返還いただくことになりますので、可能な限り早期に提出いただきますようお願いします。
- ・職場環境改善経費に使用した所要額が補助金の総額を下回る場合も、補助金を全額返還いただくことになります。このため、使用した所要額が補助金の総額を下回らないようご対応ください。
- ・本補助金は、介護テクノロジー等の機器購入費用に充てることはできません。パソコンやICT機器、エアコン等の購入費用は対象外のためご留意ください。
- ・職場環境改善経費に使用した所要額は、次の期間のものを計上できます。
基準月（令和6年12月から令和7年3月までのいずれかの月）から実績報告書提出日まで
- ・職場環境改善経費に使用した所要額について、消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除を適用する場合は、消費税等を除いた金額を記入ください。消費税等に係る仕入税額控除を適用する場合、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。（仕入税額控除を適用しない場合は、消費税込みの金額を記入しても構いません。）

4 問い合わせ先

補助金の内容や提出方法等についてのご質問は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：050-1750-5466

対応期間：令和7年12月22日（月）から令和8年2月6日（金）まで

（年内は12月26日まで。土日祝日は休業となります。）

受付時間：9時から17時まで

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	加 藤
問合せ	上記の問い合わせ先へお願いします。		